

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

第1節 災害廃棄物処理実行計画の策定

1 計画策定の目的と位置づけ

災害廃棄物処理実行計画とは、発災後に災害廃棄物処理計画に基づき、被害の状況に応じて災害廃棄物をどのような手順で処理していくのかを示していくものです。

災害時には、災害廃棄物の発生量や処理可能量を踏まえ、処理方法・処理体制等を定める必要があるため実行計画を策定します。

実行計画は、災害廃棄物処理計画を基本とし、発災後に国が作成する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を受けて、平時に作成した災害廃棄物処理計画をもとに、策定を行います。

2 計画の体系

実行計画には、以下のことを記載します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 災害廃棄物処理実行計画の策定の趣旨 | 3. 災害廃棄物処理の基本方針 |
| (1) 計画の目的 | (1) 基本的な考え方 |
| (2) 計画の位置づけと内容 | (2) 処理機関 |
| (3) 計画の期間 | (3) 処理の推進体制 |
| (4) 計画の見直し | |
| 2. 被害状況と災害廃棄物の量 | 4. 災害廃棄物の処理方法 |
| (1) 被害状況 | (1) 被災家屋等の解体 |
| (2) 災害廃棄物の量 | (2) 災害廃棄物の処理フロー |
| | (3) 災害廃棄物の集積 |
| | (4) 災害廃棄物の選別 |
| | (5) 災害廃棄物の処理・処分 |
| | (6) 広域処理 |
| | (7) 進捗管理 |

3 計画の見直し

実行計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に係る精査を行い、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更があった場合には、適宜計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図ることとします。

4 処理記録の作成

災害廃棄物補助金申請に係る災害報告書の基礎資料や今後も処理計画の見直しの検討材料として活用するため、災害廃棄物処理に係る対応状況についての記録を徹底する。

記録の整理は、対応時期（初動期、応急対応期、復旧・復興期）ごとに振り返りを行い、発生量、処理経費等のデータ整理を行うとともに必要に応じて記録紙として取りまとめを行うこととします。

第2節 災害廃棄物処理事業費

被災状況が深刻な場合、本市単独の財政支出のみでは、処理が困難であることが考えられます。その場合、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の申請を検討します。補助金の概要は、表4-1のとおりです。

表4-1 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要

	項目	内容
災害等廃棄物処理事業費補助金	対象事業	市町村（一部事務組合を含む）が災害、その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難施設等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（1947年法律第118号）に基づく避難施設の開設期間内のもの
	補助率	1 / 2
	その他	対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な負担は1割強程度となる
	項目	内容
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設
	補助率	1 / 2
	その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%）があり、財政力補正により85.5%までとなる

第3節 事務の委託及び事務の代替

本市が甚大な被害を受け、単独での災害廃棄物の処理が困難な場合は、県に事務の委託を依頼します。

また、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合、国が災害廃棄物の処理を代行できることが定められています。

事務委託を行う際の手続きは、表 4-2 に示します。

表 4-2 事務委託フロー

市	県
①委託に関する打合せ ②委託依頼（申し出） ・委託依頼文送付 ④委託協議の決議（地方自治法 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項） ・委託協議を議決（又は専決処分） ・予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが必要（地方自治法第 222 条第 1 項） ⑤委託協議 ・委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付 ⑩告示	①委託に関する打合せ ③委託について通知 ・通知文書、委託規約（案）、専決処分（案） ⑥委託協議の議決（④と同様） ・委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分） ⑦受託決定通知 ・決定通知書送付 ⑧告示依頼 ・告示依頼書送付 ⑨告示 ・県公報掲載 ⑪総務大臣へ届出 ・委託契約、県議会議決書謄本、市議会議決書謄本、県告示送付

出典：災害廃棄物対策指針 第 3 編 資料編 技術資料 9
：山梨県災害廃棄物処理計画

【規約における規定事項】

地方自治法第 252 条 15 の規定に基づき作成する委託規約には、次の内容を明記する

①委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

②委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執務方法

③委託事務に要する経費の支弁方法

※災害廃棄物の処理主体は市町村であることから経費は、市町村が負担

④前各号に掲げるもののほか、委託事務に関して必要な事項

出典：山梨県災害廃棄物処理計画